



2022年 4月
第177号

シーダ・ウォーカー



時事寸考

シーダ・ウォーク施設長、医師の吉田です。今回はNATOとEUについて書きます。

ロシアがウクライナに侵攻しました。ウクライナの NATO 加盟を阻止するためと称しています。NATO 北大西洋条約機構はソ連側のワルシャワ条約機構と対抗する西欧の軍事同盟でしたがポーランド・チェコ・スロバキア・ハンガリー・ルーマニア等の旧東欧諸国や旧ソ連のバルト三国が加盟しました(左図)。



左 NATO 旗 (羅針盤の図)
右 EU 旗 (星は加盟国数と関係なく12個)

スイス・オーストリアといった永世中立国、ロシアに気を使わざるを得なかったフィンランド・スウェーデン(今回のことがあって加盟しそうですが)、それにアイルランドは加盟していません。ゼレンスキー大統領は NATO に参加するなどといっていないので言いがかりなのですが、EU 欧州連合へは加盟

申請したようです。EU 加盟国(右図)は NATO とだいたい重なりますが、イギリスが脱退、トルコは入れてもらえず、ノルウェー・アイスランドが抜けてスウェーデン・フィンランド等が入っています。なお、EU 加盟国がすべてユーロを使っているわけではなく、またシェンゲン協定(国境を検査なく通過できる)加盟国も EU の一部です。この辺は調べるといろいろ理由がありそうです。



栄養科より今月の一押しメニュー

4月の行事食は、4月8日昼食「桜ちらし寿司、すまし汁、豆乳茶わん蒸しそぼろあん、フルーツ」です。粥食の方は、粥に具材をトッピングした「ちらし粥、でご用意します。おやつは季節の和菓子(桜の花)です。季節感を楽しみながら、バランスの良い食事をしっかり摂り、元気にお過ごしください。



シーダ・ウォークは高齢者とご家族を支援する施設です。

- 入所 ①ロングステイ：1か月～
②ショートステイ：1週間程度
- 通所リハビリテーション (デイケア)

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク

杉並区桃井3-4-9 (狹窪消防署 隣) **03-5311-6262**

シーダ・ウォーカー 法律相談

育児・介護休業法の改正について

育児・介護休業法が改正されました。改正により、従業員本人またはその配偶者が妊娠・出産をした場合には、雇用主から従業員に対して、個別に育休制度の周知と利用の意向確認を行うことが義務付けられます。また、出産直後からの休業が新設されたり、育児休業を2回に分けてとることができたりするなど、以前よりも使いやすい制度になりました。このように変わったのは、男性側は育児休業をほとんど利用できていなかったからです。

令和2年の調査によると、男性の取得率は約12%である一方で、女性の取得率は約81%です。他方、共稼ぎ世帯の割合をみると、1980年は約35パーセントでしたが、2000年ごろに専業主婦世帯を上回り、現在は70パーセント近くに達しています。

このように、共稼ぎ世帯の割合が増えても、育児休業は、男性にはほぼ使われていないものでした。正確には、男性が使おうとすると、世間の雰囲気から使いたくても使えなかった、という表現のほうがあっているかもしれません。

ところで、男性が育児休業を利用が進まなかったことで、おもに2つの弊害が生じていました。1つ目は、育児休業を利用した女性の職場復帰が遅れるため、女性が男性と比べてキャリア形成で損をしていたことです。2つ目は、夫婦に子供ができて、女性側を雇用している会社のほうだけに育児休業の負担が偏っていたことです。これはどういうことかといいますと、これまでは、従業員に赤ちゃんが生まれても、育児休業を利用する男性が少ないため、男性側を雇用している会社はこれまでとあまり変わらず勤務してもらっていました。しかし、女性側を雇用している会社のほうでは育児休業の利用を受けるため、勤務シフトを再編したり、従業員を補充する必要が生じていました。この負担を、夫側を雇用している会社にも適切にシェアしてもらうことを狙って改正されました。このように、会社の枠を超えて、働きやすく、子育てをしやすい環境を作っていくことを目的にしています。



皆さんの勤務先でも改正への対応ができているか、確認をしてみてください。

桜丘法律事務所 弁護士 小堀 惇

(電話) 03-3780-0991 (WEB) <http://www.sakuragaoka.gr.jp>

2022年3月25日発行 vol.177 発行責任者: 吉田晴彦
編集責任者: 飯田一輝 発行: 社会医療法人河北医療財団
介護老人保健施設シーダ・ウォーク
〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9
TEL. 03-5311-6262(代) FAX. 03-5311-6180
<https://kawakita.or.jp/suginami-area/cedar/>







権利擁護

知っていますか？ について

成年後見制度 ～あなたの財産や権利を守る身近なしくみ～

こんなお困りごとはありませんか？

-  妻（認知症）の代わりに銀行で預貯金を払い戻そうとしたところ、「本人以外はできない」といわれた
-  認知症の親の入院費用を捻出するために、親名義の家を売却したい
-  将来、認知症になったときに不動産の管理など自分で判断できないことを信頼できる人に任せたい
-  身寄りがないので、何かあったときに頼れる人がいてほしい



成年後見制度って どんな制度？

認知症などで物事の判断が不十分な方の権利を守る援助者(成年後見人)が、本人に代わって財産管理や身上の保護をする制度です



成年後見制度には種類があります

- ・判断力が十分にある時⇒任意後見制度
- ・判断力が不十分になってから⇒法定後見制度

どこに相談したらよいの？

地域包括支援センターや弁護士会、司法書士会、社会福祉士会などに手続き方法等を相談できます。

シーダ・ウォークご利用中の方はソーシャルワーカー（支援相談員）にご相談ください。

手続きに必要な期間

家庭裁判所に申し立てをしてから後見の開始まで2か月～4か月程度期間を要す可能性があります

申し立て費用（一般的な費用）

申し立てや登記の手数料・切手代「約7,000円以上」のほか、診断書、住民票、戸籍謄本などの取得費がかかります。（医師の鑑定費用は5万円～10万円が一般的です）

老健のソーシャルワーカー （支援相談員）ってどんな人？

ソーシャルワーカーは病気や障害、老化による機能低下などによって生活に困難を抱える人や、その家族に対して適切な助言・支援を行う専門職です。



シーダ・ウォークでは現在4名の支援相談員が在籍しており、担当制でロングステイ・ショートステイ・デイケアの相談を承っています。

ソーシャルワーカーは主に病院、高齢者施設、学校、児童相談所、行政機関、社会福祉協議会などにいます。

シーダ・ウォークのソーシャルワーカー （支援相談員）の仕事内容

- ♥ 利用相談・調整
- ♥ 療養方針決定支援・退所支援
（ケアマネジャーと協働して行います）
- ♥ 社会的課題の解決支援
家族関係課題 経済課題 虐待・不適切介護の課題 **権利擁護の課題**など

- ♥ 当施設のサービス活用に関する相談支援、苦情等の相談
- ♥ 地域貢献活動（地域活性化、地域づくりへの参画）